

社会福祉法人 さくら福祉会
特別養護老人ホーム さくらホーム広野（指定介護老人福祉施設）
重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始に当たり、厚生労働省令第39号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 法人の目的

1. 私たちは、利用者に安全と安心を提供します
2. 私たちは、利用者に質の高い環境と空間を提供します
3. 私たちは、明るい職場を作ります

2. 事業者

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人さくら福祉会 |
| (2) 法人代表者 | 理事長 佐藤 正視 |
| (3) 所在地 | 山形県酒田市中牧田字丸福 171 |
| (4) 電話番号 | 0234-62-2941 |
| (5) F A X 番号 | 0234-61-4016 |
| (6) インターネットアドレス | http://sakura-welfare.sakura.ne.jp/ |
| (7) 設立年月日 | 平成7年5月1日 |

3. 事業所の概要

- | | | | | | |
|---------------|--|-----|------|------|----------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護老人福祉施設
山形県 0670800911 号 | | | | |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指して、介護老人福祉施設サービスの提供を目的とする。 | | | | |
| (3) 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム さくらホーム広野 | | | | |
| (4) 事業所の所在地 | 山形県酒田市広野字末広 102-1 | | | | |
| (5) 電話番号 | 0234-91-1233 | | | | |
| (6) 事業所長（管理者） | 氏名 梶川 敏明 | | | | |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減、利用者の有する能力に応じ自立した日常を営むことができるよう、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い総合的サービスの提供に努めます。 | | | | |
| (8) 開設年月 | 平成16年8月10日 | | | | |
| (9) 営業日及び営業時間 | <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>営業日</td><td>年中無休</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>8時30分 ～ 17時30分</td></tr></table> | 営業日 | 年中無休 | 受付時間 | 8時30分 ～ 17時30分 |
| 営業日 | 年中無休 | | | | |
| 受付時間 | 8時30分 ～ 17時30分 | | | | |
| (10) 利用定員 | 80人 | | | | |

(要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを

得ない事由があることによる要介護1又は2の方)

4. 職員の配置状況 () 内は兼務

	常勤	非常勤	計
管理者（施設長）	1 (1)		1 (1)
医師		1	1
事務職員	3 (3)		3 (3)
業務員		1 (1)	1 (1)
介護支援専門員	3 (2)		3 (2)
生活相談員	1 (1)		1 (1)
介護職員	29 (29)	12 (12)	41 (41)
看護職員	4		4
機能訓練指導員	1 (1)		1 (1)
管理栄養士	1 (1)		1 (1)

※調理員は外部委託

5. 当施設の設備の概要

冷暖房施設完備

室名	部屋数	室名	部屋数
居室	100 室（全室個室）	特別浴室	2 ケ所
洗面所	各居室内に設置	相談室	1 ケ所
脱衣・浴室	10 ケ所（ユニット毎）	医務室	1 ケ所
トイレ	40 ケ所（ユニット毎）	静養室	1 ケ所
汚物・洗濯室	10 ケ所（ユニット毎）	ボランティア室	1 ケ所
共同生活室	10 ケ所（ユニット毎）	理美容室	1 ケ所
共同浴室	2 ケ所		

6. サービスの内容

提供するサービスの内容は、次のとおりです。

サービス	内 容
①居室	すべて1人部屋の居室になります。（定員80名）
②食事	・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。ただし、希望により居室などでとっていただくことも可能です。 ・原則として朝食は7時30分から、昼食は12時から、夕食は18時からとしています。希望により時間をずらして食べることも可能です。
③入浴	週に2回以上入浴していただきます。 ただし、状態に応じ、清拭となる場合があります。

④介護	介護福祉施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 ・着替え、排泄、食事等の介助 ・おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い・・・等
⑤機能訓練	機能訓練室において機能訓練を行います。
⑥生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することを含め相談できます。
⑦健康管理	年間 1 回、健康診断を行います。日程は、別途ご連絡します。 また、隔週水曜日嘱託医師より診察を受けることができます。状態変化時は随時ご連絡・ご相談致します。ご希望に応じて各種予防接種の支援を行います。他医療機関への通院が必要で、ご家族様の対応が困難な場合は送迎等の支援を行います。
⑧社会生活上の便宜	(レクリエーション) 当施設では、年間 3 回以上の利用者交流会等の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。 (行政手続の代行) 行政機関に対する手続きの代行業を当施設にて受け付けます。御利用の際には、職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る経費はその都度いただきます。
⑨理容サービス	当施設では、月 2 回毎月第 2、第 4 月曜に理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
⑩日常生活品購入代行	介護以外の日常生活品の購入代行業を申し込むことができます。

7. 利用料金

(1) 基本料金 ①施設利用料(日額)(1割負担)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護福祉施設サービス費	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
個別機能訓練加算	12 円				
看護体制加算Ⅰ 2	4 円				
夜勤職員配置加算Ⅱ 2	18 円				
精神科医療養指導加算	5 円				
療養食加算 ※	18 円				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 月につき 所定単位×136／1,000 円				
協力医療機関連携加算	1 月につき 100 円				
高齢者施設等感染対策向上加算	1 月につき 10 円				
外泊加算 ※	246 円				
初期加算 ※	30 円				
安全対策体制加算※	20 円（1 回）				
看取り介護加算Ⅰ ※	死亡日以前 31 日～45 日前		72 円		
	死亡日 4 日前～30 日前		144 円		
	死亡日の前日及び前々日		680 円		
	死亡日		1,280 円		
認知症・心理症状緊急対応加算※	200 円（7 日間限度）				

※は該当者のみ。

介護保険給付費の自己負担額は、介護保険負担割合証に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額となります。（負担割合が 2 割の場合の負担額は、1 割の場合の概ね 2 倍、3 割の場合は、概ね 3 倍の金額になります。）

《加算の内容》

・個別機能訓練加算

機能訓練指導員と他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成し実施する場合。

・看護体制加算Ⅰ 2

常勤の看護師を 1 名以上配置している場合。

・夜勤配置職員加算Ⅱ 2

夜勤を行い介護職員又は看護職員の基準数に 1 を加えた数以上を配置した場合。

・療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき、利用者の年齢、心身状態によって適切な内容の療養食を提供した場合。

・精神科医師療養指導加算

認知症の利用者が全体の 1/3 以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月 2 回以上行われている場合。

・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

厚生労働大臣が定める基準に適応する介護職員の処遇改善を実施している場合。

1 月の利用料（加算含む）にサービス別加算率（13.6%）を乗じた額となります。

・協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。

・高齢者施設等感染対策向上加算

指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合。また協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合。また医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加している場合。

・外泊加算

利用者が入院し、又は外泊したときの費用として、1 回の入院又は外泊の期間連続して 6 日間、月をまたぐ場合は連続して 12 日間まで算定。

・初期加算

施設での生活に慣れるため様々な支援を必要とするため。（新規入所してから 30 日間及び、30 日以上入院後の再入所から 30 日間）

・安全対策体制加算

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全策対策を実施する体制を備えている場合

・看取り介護加算

医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、介護職員等が看取りに対する計画を作成し本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合。
(死亡前 45 日を限度として、死亡月に加算する)

・認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動、心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合。(入所した日から 7 日間を限度)

②食費、居住費

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,445 円
居住費	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円

※第 1～3 段階であっても預貯金や配偶者の所得等により、第 4 段階の金額となる場合もあります。

(2) その他の料金

理容料	1 回当たり 2,000 円
医療費等	診察代、検査代、予防接種代、薬代
日常生活品購入代行	購入依頼品の購入に要した金額の実費
その他	上記のほかレクリエーション費用等は実費

(3) 支払方法

「特別養護老人ホームさくらホーム広野施設利用契約書」第 7 条 (料金) によります。

※(2)のその他の料金につきましては随時お支払い頂くか、施設で一旦立替払いし、後日(1)のご利用料金と共に請求に合算して請求し、お支払い頂く事も可能です。
別紙「特別養護老人ホームさくらホーム広野入所者立替金規定」によります。

8. 退所の手続き

①利用者の都合で退所される場合

退所を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。

②自動終了

次に掲げる事由に該当した場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了します

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定された場合

③サービスの終了

次に掲げる事由に該当した場合は、退所していただく場合がございます。この場合は、契約終了 30 日前までに通知いたします。

- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく支払うべき費用を 1 カ月

以上遅延し、事業者が契約者に対し、料金を支払うように勧告したにもかかわらず 30 日以内に支払われず、さらに文書により 7 日以上を定めて督促するも、その期間内に滞納額を全額支払わない場合

- ・ 利用者が当施設や当施設の従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難い背任行為を行った場合
- ・ 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに 3 か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後 3 か月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ・ やむを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合

9. 当施設利用に当たっての留意事項

面会	おおむね 7 時 30 分より 20 時までをお願いします
外泊・外出	3 日前に申し出てください
飲酒・喫煙	飲酒は行事等において行い、施設内、敷地内は全面禁煙となっております。
設備・器具の利用	建物や備品及び貸与物品は大切に扱うこと
所持品の持ち込み	施設に申し出ること
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います

10. 非常災害対策

非常災害時の対応	「特別養護老人ホームさくらホーム広野消防計画」により対応します。			
防災設備	設備名称	有・無	設備名称	有・無
	自動火災報知機	あり	防火扉・シャッター	あり
	誘導灯	あり	室内消火栓	あり
	ガス漏れ感知機	あり	非常通報装置	あり
	自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり
	スプリンクラー (各居室)	あり		
	カーテン等は防煙性能のあるものを使用しています。			

- ◎ 防災訓練・・・年 2 回防災訓練の実施
- ◎ 消防計画・・・平成 16 年 8 月 1 日より定める
- ◎ 防火責任者・・・榊川 敏明

11. 身体拘束

利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、利用者及び代理人の同意のもとに実施致します。

12. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

◎ 当施設ご利用相談・苦情窓口

電話番号・・・0234-91-1233

受付時間・・・月～金曜日 9時～17時

担当部署・・・施設介護課 相談係

◎ 第三者苦情委員

武田 恵子 住 所 998-0842 酒田市亀ヶ崎4丁目4番1号
電話番号 0234-23-0476

渡部 貞博 住 所 998-0125 酒田市広野字中通18番地
電話番号 0234-92-2565

◎ 第三者評価

第三者評価の実施の有無：無し

◎ 行政機関その他苦情受付期間

酒田市健康福祉部介護保険課

所在地・・・酒田市本町二丁目2番45号

電話番号・・・0234-26-5732

受付時間・・・8時30分～17時00分

国民健康保険団体連合会

所在地・・・寒河江市大字寒河江字久保6番地

電話番号・・・0237-87-8006

受付時間・・・9時00分～16時00分

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム さくらホーム広野入所にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 さくら福祉会
名称 特別養護老人ホーム さくらホーム広野
所在地 山形県酒田市広野字末広 102-1
説明者 所属 施設介護課 （相談員又は介護支援専門員）

氏名 印

本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

利用者との関係

連帯保証人 住所

氏名 印

利用者との関係